

戦略的イノベーション創造プログラム運用指針(ガバニングボード 令和4年3月31日最終改正)新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="327 354 943 384">戦略的イノベーション創造プログラム運用指針</p> <p data-bbox="770 451 1104 868"> ガバニングボード 平成26年5月23日 平成28年3月31日改正 平成30年3月30日改正 平成30年7月19日改正 平成31年3月28日改正 令和元年6月27日改正 令和4年3月31日改正 令和4年12月23日改正 </p> <p data-bbox="163 935 1104 1110"> 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議。以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム(以下「SIP」という。)の実施に必要な運用指針を定める。 </p> <p data-bbox="163 1177 1104 1305"> 1. <u>プログラム統括チーム</u> ○プログラム統括及びプログラム統括補佐は内閣府政策参与を充て、その任期は原則2年とする。再任を妨げない。 </p>	<p data-bbox="1294 354 1910 384">戦略的イノベーション創造プログラム運用指針</p> <p data-bbox="1738 451 2072 820"> ガバニングボード 平成26年5月23日 平成28年3月31日改正 平成30年3月30日改正 平成30年7月19日改正 平成31年3月28日改正 令和元年6月27日改正 令和4年3月31日改正 </p> <p data-bbox="1135 935 2074 1110"> 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議。以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム(以下「SIP」という。)の実施に必要な運用指針を定める。 </p> <p data-bbox="1135 1177 2074 1353"> 1. <u>プログラム統括及びプログラム統括補佐</u> ○プログラム統括及びプログラム統括補佐(<u>以下「プログラム統括等」という。</u>)は内閣府政策参与を充て、その任期は原則2年とする。再任を妨げない。 </p>

○プログラム統括補佐は全般的にプログラム統括を補佐する。

○プログラム統括委員は研究開発等に係る横断的な視点からプログラム統括を補佐するものとして数名を内閣府が委嘱することができるものとする。

○プログラム統括チームは、ガバニングボードの指示を受け、プログラム全体の方針検討、進捗管理、課題間の連携促進等を中心となって進める。

○プログラム統括チームはガバニングボードの求めに応じ、ガバニングボード又はガバニングボードが設置する評価委員会(10. 参照)において、プログラムの進捗状況や評価に関する意見等につき報告を行う。

2. プログラムディレクター(以下「PD」という。)

○PDは内閣府の非常勤職員とする。

○PDの任期は3年とする。再任を妨げない。

○PDの採用は、原則公募による。

○PD は当該課題における研究推進法人(7. 参照)である独立行政法人の役職員と兼任はできない。

○PDは、基本方針に定めるもののほか、次に掲げることを任務とする。

一 推進委員会(5. 参照)の委員長を務め、推進委員会を通じて担当する課題の社会実装に向けた戦略及び研究開発計画(以下「戦略及び計画」という。)(6. 参照)を取りまとめる。

二 関係省庁の施策や産業界の取組等との連携により、社会実装に向けた取組を推進する。

○プログラム統括等は、基本方針に定めるガバニングボードの指示を受け、プログラム全体の方針検討、進捗管理、課題間の連携促進等を中心となって進める。プログラム統括等はガバニングボードの求めに応じ、プログラムの進捗状況等につき報告を行う。

2. プログラムディレクター(以下「PD」という。)

○PDは内閣府の非常勤職員とする。

○PDの任期は3年とする。再任を妨げない。

○PDの採用は、原則公募による。

○PDは、基本方針に定めるもののほか、次に掲げることを任務とする。

一 担当する課題の研究開発計画を取りまとめる。

三 研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム(以下「BRIDGE」という。)における関連分野の各省庁施策に対して提案、助言及び支援を行い、SIPの課題と一体的に推進する。

四 担当する課題中の研究開発テーマの目標設定や予算配分を決定する。

五 担当する課題のサブPD(3. 参照)と協力して任務を遂行するとともに、必要な監督・指導を行う。

六 担当する課題の研究推進法人(7. 参照)に対して、戦略及び計画に基づき、当該課題の推進に必要な業務の遂行を要請する。

七 担当する課題中の研究開発テーマ及び研究実施体制の改廃を行う。

八 その他、担当する課題の推進に必要な事項を行う。
OPDに事故又は欠員が生じたときは、次のPDが決定される間、あらかじめPDが指名するサブPDがその任務を代行する。

3. サブ・プログラムディレクター(以下「サブPD」という。)
OPDの業務を補完するサブPDを内閣府に置くことができる。
○サブPDは、PDの推薦等により、ガバニングボードが選定し、内閣府が委嘱する。

○サブPDの人数は概ね5名以内とし、サブ課題の数および予算に応じて決めるものとする。

○サブPDは、次に掲げることを任務とする。
一 PDと協力し、担当する課題を推進する。
二 PDの業務を補完するものとして、PDが定める課題の推進に必要な役割(各サブ課題の推進、社会実装に向けた戦略の推進、関係省

二 担当する課題中の研究テーマの予算配分を決定する。

三 担当する課題のサブPD(3. 参照)、戦略C(4. 参照)及び研究責任者等(7. 参照)を監督・指導する。

四 担当する課題の研究推進法人に対して当該課題の推進に必要な業務の遂行を要請する。

五 担当する課題中の研究テーマ及び研究実施体制の改廃を行う。

六 担当する課題の推進委員会の議事をつかさどる。

七 その他、担当する課題の推進に必要な事項を行う。
OPDに事故又は欠員が生じたときは、次のPDが決定される間、あらかじめPDが指名するサブPDがその任務を代行する。

3. サブ・プログラムディレクター(以下「サブPD」という。)
OPDを補佐するサブPDを内閣府に置くことができる。
○サブPDは、PDが候補者を人選し、内閣府が委嘱する。

○サブPDは、次に掲げることを任務とする。
一 PDの指示を受け、担当する課題を推進する。
二 その他、PDを補佐し、PDが課題の推進に必要と認める事項を行う。

庁・産業界との連携等)を担う。

三 推進委員会(5. 参照)での議決権を有する。

○サブPDの名称はその役割に応じて「サブPD(○○)」の表記とすることを可能とする。

(削除)サブPDと統合

4. PD補佐

OPDの業務を補佐するPD補佐を内閣府に置くことができる。

OPD補佐は、PDが候補者を選定し、内閣府から委嘱又は指名する。

OPD補佐の人数はPD1名につき概ね2名以内とし、予算に応じて決めるものとする。

OPD補佐は、次に掲げることを任務とする。

- 一 PDの指示を受け、担当する課題を推進する。
- 二 PDの業務のうちPDが定める業務を補佐する。

4. イノベーション戦略コーディネーター(以下「戦略C」という。)

○実用化・事業化に向けた戦略(以下「出口戦略」という。)を推進するために、産業動向や政策等に精通する戦略Cを内閣府に置くことができる。

○戦略Cは、PDが候補者を人選し、内閣府が委嘱する。

○戦略Cは、次に掲げることを任務とする。

- 一 PDの指示を受け、担当する課題の出口戦略の作成を支援する。
- 二 PDの指示を受け、出口戦略の作成に必要な調査・分析等を行う。
- 三 その他、PDを補佐し、PDが課題の推進に必要と認める事項を行う。

(新規)

三 推進委員会での議決権はないものとする。

5. 推進委員会

○推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は、内閣府と相談のうえ、PDが行う。

○PDが「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)利益相反マネジメント規則」等(7. (5)参照)により利益相反による問題を避けるために議決に関わらない場合には、PD以外の者を委員長代理として議事を行うものとする。

6. 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画

○年度開始前に、PDは、別に定める「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)評価に関する運用指針」(10. 参照)における「課題評価の評価項目・評価基準」及び内閣府が定める「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画(案)作成マニュアル」に基づき、各推進委員会による調整等を経て戦略及び計画の策定及び改定の案をとりまとめる。

○ガバニングボードは当該戦略及び計画並びに進捗状況に対して必要な助言、評価を行う。

○ガバニングボードは、評価の結果を踏まえ、各課題の戦略及び計画の基本的事項及び予算配分を含む「SIPの実施方針」を策定する。これを踏まえ、PDは戦略及び計画を修正し、ガバニングボードは戦略及び計画を審議し、承認する。

○予め研究推進法人(7. 参照)、研究開発責任者(研究推進法人から研究を受託する者。組織も含む。)が決まっている場合は戦略及び計画にこれを記載し、未定の場合は確定した後に追記する。

5. 推進委員会

○推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は、内閣府と相談のうえ、PDが行う。

6. 研究開発計画

○年度開始前に、PDは各推進委員会による調整等を経て研究開発計画をとりまとめ、ガバニングボードは当該研究開発計画及び進捗状況に対して必要な助言、評価を行う。

○ガバニングボードは、各課題の研究開発計画の基本的事項及び予算配分を含む「SIPの実施方針」を策定する。これを踏まえ、PDは研究開発計画を修正し、ガバニングボードは研究開発計画を審議し、承認する。

○予め研究推進法人(7. 参照)、研究責任者(研究推進法人から研究を受託する者。組織も含む。)が決まっている場合は研究開発計画にこれを記載し、未定の場合は確定した後に追記する。

OPD又は内閣府の判断により、戦略及び計画の一部を非公表とすることができる。

7. 実施体制

(1) 研究推進法人の活用

○内閣府及び関係省庁は、予算執行上のマネジメント業務について、原則、課題ごとに一の独立行政法人(以下「研究推進法人」という。)において、実施するものとする。なお、やむを得ず研究推進法人によらず予算執行する場合には、あらかじめ内閣府に相談しなければならない。

○内閣府は、課題の内容と独立行政法人の業務内容について検討し研究推進法人を決定する。なお、戦略及び計画の変更等に伴い研究推進法人を変更する場合においても同様の扱いとする。

○研究推進法人は、戦略及び計画に沿って、研究推進法人が有している機能を生かし、次に掲げるマネジメント業務を行う。

- 一 研究開発責任者の公募
- 二 研究開発責任者との契約の締結
- 三 資金の管理
- 四 研究開発テーマの進捗管理
- 五 研究推進法人が有する機能(知見、ネットワーク、インフラ等)を活かした研究開発テーマの実施支援
- 六 別に定める「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)評価に関する運用指針」(10. 参照)の「課題評価に向けた自己点検及びピアレビュー」に基づく自己点検及び専門的観点からの技術・事業評価(ピアレビュー)の実施

OPD又は内閣府の判断により、研究開発計画の一部を非公表とすることができる。

7. 実施体制

(1) 研究推進法人の活用

○内閣府及び関係省庁は、予算執行上の事務手続きについて、原則、課題ごとに一の独立行政法人(以下「研究推進法人」という。)において、実施するものとする。なお、やむを得ず研究推進法人によらず予算執行する場合には、あらかじめ内閣府に相談しなければならない。

○内閣府は、課題の内容と独立行政法人の業務内容について検討し研究推進法人を決定する。なお、研究開発計画の変更等に伴い研究推進法人を変更する場合においても同様の扱いとする。

○研究推進法人は、研究開発計画に沿って、次に掲げる事務を行う。

- 一 研究責任者の公募
- 二 研究責任者との契約の締結
- 三 資金の管理
- 四 課題の進捗管理
- 五 自己点検及び専門的観点からの技術評価(ピアレビュー)の実施

七 成果等の広報・情報提供(SIP全体のシンポジウムへの対応も含む。)(13. 参照)

八 知財委員会(8. 参照)等、知財に関する事項

九 PDによる課題の推進に必要な業務の遂行を支援するために必要な者の雇用(なお、研究推進法人は、課題を実施するために必要があると認められる場合には、当該法人内の職位にて、内閣府が委嘱したサブPDを委嘱又は雇用することができる。)

十 関連する調査・分析

十一 その他、担当する課題を推進するためにPD及び内閣府が必要と認める事項

○研究推進法人は、関連する調査・分析などPDによる課題の推進に必要な業務の遂行の支援について、外部の調査分析機関に委託することができる。

○研究推進法人は、研究開発責任者との契約上の責任を負う。

○研究推進法人は、自らが保有する特定の技術・設備・施設等を活用することが不可欠な研究開発テーマについて自ら実施することができる。その場合においては、SIP以外の研究推進法人の取組とのシナジー効果が発揮できるよう、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理等の観点から、研究推進法人において適切な内部管理体制を整備する。

(2)プロジェクトマネージャー(以下「PM」という。)

○研究推進法人のマネジメント業務の実施にあたって、PDその他の関係者との円滑な連携、研究推進法人内での体制整備のため、研究推進法人にPMを置くものとする。

六 成果等の広報・情報提供(SIPシンポジウムへの対応も含む。)

七 知財委員会(8. (1)参照)等、知財に関する事項

八 PDによる課題の遂行を支援するために必要な者の雇用(なお、研究推進法人は、課題を実施するために必要があると認められる場合には、当該法人内の職位にて、内閣府が委嘱したサブPD又は戦略Cを委嘱又は雇用することができる。)

九 関連する調査・分析

十 その他、担当する課題を推進するためにPD及び内閣府が必要と認める事項

○研究推進法人は、研究責任者との契約上の責任を負う。

○研究推進法人 自らがSIPの事業費を用いて研究を行う場合においては、研究推進法人自らが行う研究が有効かつ適切なものとなるよう、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理等の観点から、研究推進法人において適切な内部管理体制を整備する。

(新規)

○PMIは研究推進法人において雇用又は委嘱するものとする。
○PMIはマネジメント業務の分担に応じて複数名置くことも可能とする。
○PMIはPDその他の関係者との円滑な連携のため、サブPDと兼務することを可能とする。
○PMIは研究推進法人によるマネジメント業務をとりまとめる。
○PMIは契約に基づき、研究開発責任者に対し、研究開発テーマの実施について監督・指導するとともに、研究推進法人が有する機能を生かし必要な助言・支援を行う。

(3) マネジメントに係る役割分担と連携体制

○内閣府では、SIPのPD、内閣府、関係省庁、研究推進法人等の関係者・関係機関が適切な役割分担と連携体制の下で、それぞれが有する知見・ノウハウや機能を生かし、効果的・効率的に課題を推進できるよう、マネジメントの考え方や好事例を掲載した「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)マネジメントガイドライン」(以下「マネジメントガイドライン」という。)を策定することとする。

○SIPの実施に当たって、新たな知見が得られることや、問題が生じることも想定されることから、内閣府では、マネジメントガイドラインは最新の事例を基に常に見直しを行うとともに、PD会議でのベストプラクティスの共有や、問題が発生した場合の主体的な解決に取り組むものとする。

○SIPでは、課題の特性や、各関係機関の人的リソースなどが異なることを踏まえ、マネジメントガイドラインを参考としつつ、具体的な役割分担は、課題の推進に当たって関係者・関係機関においてあらかじめ十分調整の上で、合意書を作成することとする。

(新規)

(4) 研究開発責任者の選定

○研究推進法人(規制の執行に係るものなど研究開発テーマの性質から関係省庁が直接執行する必要がある場合には関係省庁。以下「研究推進法人等」という。)は、戦略及び計画に基づき、研究開発責任者を公募等により選定する。ただし、研究推進法人自ら実施することが不可欠である場合のほか合理的な理由がある場合、その旨を戦略及び計画に明記・公表することにより、公募等によらないことも可能とする。

○審査基準等の審査の進め方は、研究推進法人等が内閣府等と相談し、決定する。

○研究開発責任者、研究開発責任者の共同研究予定者、研究開発責任者からの委託(研究推進法人等からみると再委託)予定者等(以下「研究開発責任者等」という。)の利害関係者は、当該研究開発責任者等の審査に参加しない。利害関係者の定義は、研究推進法人等が定めている規程等に準じ、必要に応じPD及び内閣府に相談し、変更する。

○選定の結果は、PD及び内閣府の了承をもって確定とする。

(5) 利益相反

(削除)利益相反マネジメント規則等の整備に伴うもの。

(削除)上記同様。

(2) 研究責任者の選定

○研究推進法人(やむを得ず研究推進法人によらない場合には国(関係省庁)。以下「研究推進法人等」という。)は、研究開発計画に基づき、研究責任者を公募等により選定する。ただし、合理的な理由がある場合、その旨を研究開発計画に明記し、公募等によらないことも可能とする。

○審査基準等の審査の進め方は、研究推進法人等が内閣府等と相談し、決定する。

○研究責任者、研究責任者の共同研究予定者、研究責任者からの委託(研究推進法人等からみると再委託)予定者等(以下「研究責任者等」という。)の利害関係者は、当該研究責任者等の審査に参加しない。利害関係者の定義は、研究推進法人等が定めている規程等に準じ、必要に応じPD及び内閣府に相談し、変更する。

○選定の結果は、PD及び内閣府の了承をもって確定とする。

(3) 利益相反

○研究責任者等の選定に当たり、PDが所属する組織(企業、大学、国研等)への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合には、PDは当該選考に加わってはならない。

○上記の選考の結果、PDが所属する組織に資金配分が行われる場合には、PDは内閣府とともに当該組織への資金配分が事業推進上必

<p>(削除)上記同様。</p> <p><u>○利益相反による問題を避けるための措置を講じるとともに、利益相反による疑念に対する説明責任を果たすことができるよう、SIPの実施に当たっての利益相反マネジメント体制を整備することを目的として、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)利益相反マネジメントポリシー」及び「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)利益相反マネジメント規則」(以下「利益相反マネジメント規則等」という。)を別に定める。</u></p> <p><u>○PDその他の関係者は利益相反マネジメント規則等を遵守する必要があり、日頃から利益相反マネジメント規則等を十分に理解した上で課題の推進等に取り組むものとする。</u></p> <p>8. 知的財産の扱い (削除)知的財産運用指針の整備に伴うもの。</p>	<p><u>要不可欠であることを確認したうえで、採択前に資金配分計画の詳細とともにその必要性をガバニングボードで説明し、承認を求める。なお、研究責任者等の選定の前にサブPDが決まっている場合についても、PDの場合と同様の手続きを経ることとする。</u></p> <p><u>○研究責任者等の選定に係る情報が事前に明らかになることを防止する観点から、ガバニングボードでの審議は非公開で行う。ただし、内閣府は、研究責任者等の選定の結果が研究推進法人等から公表された後に、当該ガバニングボードの議事録を公開する。</u></p> <p>8. 研究開発成果の扱い (1) 知財委員会</p> <p><u>○課題又は課題を構成する研究項目ごとに、知財委員会を研究推進法人等又は選定した研究責任者の所属機関(委託先)に置く。</u></p> <p><u>○知財委員会は、研究開発成果に関する論文発表及び特許等(以下「知財権」という。)の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ</u></p>
--	---

	<p><u>知財権の実施許諾に関する調整等を行う。</u></p> <p><u>○知財委員会は、原則としてPD又はPDの代理人、主要な関係者、専門家等から構成する。</u></p> <p><u>○知財委員会の詳細な運営方法等は、知財委員会を設置する機関において定める。</u></p>
<p>(削除)上記同様。</p>	<p><u>(2)知財権に関する取り決め</u></p> <p><u>○研究推進法人等は、秘密保持、バックグラウンド知財権(研究責任者やその所属機関等が、プログラム参加前から保有していた知財権及びプログラム参加後にSIPの事業費によらず取得した知財権)、フォアグラウンド知財権(プログラムの中でSIPの事業費により発生した知財権)の扱い等について、予め委託先との契約等により定めておく。</u></p>
<p>(削除)上記同様。</p>	<p><u>(3)バックグラウンド知財権の実施許諾</u></p> <p><u>○他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い((注)あるいは「プログラム参加者間の合意に従い」、知財権者が許諾可能とする。</u></p> <p><u>○当該条件等の知財権者の対応が、SIPの推進(研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む)に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る。</u></p>
<p>(削除)上記同様。</p>	<p><u>(4)フォアグラウンド知財権の取扱い</u></p> <p><u>○フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第17条第1項を適用し、発明者である研究責任者の所属機関(委託先)に帰属させる。</u></p>

<p>(削除)上記同様。</p>	<p><u>○再委託先等が発明し、再委託先等に知財権を帰属させる時は、知財委員会による承諾を必要とする。その際、知財委員会は条件を付すことができる。</u></p> <p><u>○知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、又は積極的に事業化を目指す者への実施権の設定を推奨する。</u></p> <p><u>○参加期間中に脱退する者に対しては、当該参加期間中にSIPの事業費により得た成果(複数年度参加の場合は、参加当初からのすべての成果)の全部又は一部に関して、脱退時に研究推進法人等が無償譲渡させること及び実施権を設定できることとする。</u></p> <p><u>○知財権の出願・維持等に係る費用は、原則として知財権者による負担とする。共同出願の場合は、持ち分比率及び費用負担は、共同出願者による協議によって定める。</u></p> <p><u>(5)フォアグラウンド知財権の実施許諾</u></p> <p><u>○他のプログラム参加者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い((注)あるいは「プログラム参加者間の合意に従い」、知財権者が許諾可能とする。</u></p> <p><u>○第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な条件にはしない範囲で知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とする。</u></p> <p><u>○当該条件等の知財権者の対応が、SIPの推進(研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む。)に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る。</u></p>
------------------	--

<p>(削除)上記同様。</p>	<p><u>(6)フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾について</u> <u>○産業技術力強化法第17条第1項第4号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等(以下「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。)を除き、研究推進法人等の承認を必要とする。</u> <u>○合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財権者は研究推進法人等との契約に基づき、研究推進法人等の承認を必要とする。</u> <u>○合併等に伴う知財権の移転等の後であっても研究推進法人は当該知財権に係る再実施権付実施権を保有可能とする。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない。</u></p>
<p>(削除)上記同様。</p>	<p><u>(7)終了時の知財権取扱いについて</u> <u>○研究開発終了時に、保有希望者がいない知財権等については、知財委員会において対応(放棄、又は研究推進法人等による承継)を協議する。</u></p>
<p>(削除)上記同様。</p>	<p><u>(8)国外機関等(外国籍の企業、大学、研究者等)の参加について</u> <u>○当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とする。</u> <u>○適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等に係る事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とする。</u> <u>○国外機関等については、知財権は研究推進法人等と国外機関等の共有とする。</u></p>

○研究開発成果に関する論文発表及び特許等(以下「知的財産という」。)の適切な運用・管理を行うことを目的として、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)知的財産の扱いに関する運用指針」(以下「知的財産運用指針」という。)を別に定める。

○研究推進法人等又は研究開発責任者は、SIPで創出した知的財産の海外流出を防止するとともに、オープン・クローズ戦略の下にパテントプール化など知的財産の戦略的な活用により、国際競争力の強化や新たな産業の創出につなげるよう、「知的財産運用指針」を十分踏まえるものとする。

9. データマネジメント

○研究推進法人等は、研究開発責任者に対して、管理対象データの範囲の設定、管理対象データの保存、共有及び必要な範囲での公開等を定めたデータマネジメントプランを策定するよう求めるものとする。

10. 評価

(削除)評価運用指針の整備に伴うもの。

(新規)

9. 評価

(1)評価対象

①SIPの制度全体(以下「制度」という。)

i)評価主体

ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

ii)実施時期

○事前評価、中間評価(当期(第2期)開始後3年目の年度末までに行う評価。以下同様。)及び終了時の評価(以下「最終評価」という。)とする。

○終了後、一定の時間(原則として3年)が経過した後、必要に応じて

	<p><u>追跡評価を行う。</u></p> <p><u>iii) 評価項目・評価基準</u></p> <p><u>内閣府による計上予算(調整費)、総合科学技術・イノベーション会議及びガバニングボードによる課題設定、PD選定、機動的な予算配分、PDによる研究開発等の推進、研究推進法人による予算執行上の事務手続き等、SIPに特徴的に見られる制度設計は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動等に良い影響を与えられるか(与えられたか)。SIPの制度に改善すべき点はないか。</u></p> <p><u>iv) 評価結果の反映方法</u></p> <p><u>○事前評価は、課題開始次年度以降の計画に関して行い、課題開始次年度以降の計画等に反映させる。</u></p> <p><u>○中間評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。</u></p> <p><u>○最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。</u></p> <p><u>○追跡評価は、制度の有効性等について行い、将来の科学技術・イノベーション政策の企画・立案に役立たせる。</u></p> <p><u>②SIPの各課題</u></p> <p><u>i) 評価主体</u></p> <p><u>○ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。</u></p> <p><u>○PD及び研究推進法人等の自己点検結果並びに研究推進法人等による専門的観点からの技術評価(ピアレビュー)結果の報告を参考にすることができる。</u></p>
--	--

	<p><u>ii)実施時期</u></p> <p><u>○事前評価、毎年度末の評価(ただし、課題開始後3年目の年度末までに行う評価は「中間評価」。)及び最終評価とする。</u></p> <p><u>○終了後、必要に応じて追跡評価を行う。</u></p> <p><u>○上記のほか、必要に応じて年度途中等に評価を行うことも可能とする。</u></p> <p><u>iii)評価項目・評価基準</u></p> <p><u>「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日、内閣総理大臣決定)」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりとする。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行う。</u></p> <p><u>a)意義の重要性、SIPの制度の目的との整合性</u></p> <p><u>b)目標(特にアウトカム目標)の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い</u></p> <p><u>c)適切なマネジメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか。</u></p> <p><u>d)実用化・事業化への戦略性、達成度合い</u></p> <p><u>e)最終評価の際には、見込まれる効果あるいは波及効果。終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確に設定されているか。</u></p> <p><u>f)第2期の課題検討において課せられた「要件」(別紙)の達成状況</u></p> <p><u>g)各課題の研究テーマごとにおけるTRL(Technology Readiness Levels)の達成状況</u></p> <p><u>iv)評価結果の反映方法</u></p>
--	--

	<p><u>○事前評価は、次年度以降の計画に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。</u></p> <p><u>○各年度の年度末評価では、必要に応じ課題や研究テーマの絞り込みや追加を行う。なお、中間評価の結果、各課題における個々の研究テーマにおいて、社会実装の体制構築が見込めないもの等については、原則として、当該研究テーマは継続を認めない。</u></p> <p><u>○年度末の評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。</u></p> <p><u>○最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。</u></p> <p><u>○追跡評価は、各課題の成果の実用化・事業化の進捗に関して行い、改善方策の提案等を行う。</u></p>
(削除)上記同様	<p><u>(2)結果の公開</u></p> <p><u>○評価結果は原則として公開する。</u></p> <p><u>○評価を行うガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。</u></p>
(削除)上記同様	<p><u>(3)自己点検</u></p> <p><u>○評価の前に、課題ごとに、研究責任者が決まっている場合には研究責任者による自己点検を行う。さらに、PD及び研究推進法人等の自己点検並びに研究推進法人等による専門的観点からの技術評価(ピアレビュー)を実施し、その結果をガバニングボードに報告するものとする。</u></p> <p><u>○PDによる自己点検の点検項目・点検基準は、評価項目・評価基準</u></p>

<p>(削除)上記同様</p> <p><u>○SIPでは、前例がないチャレンジングな取組を進めることとしており、制度、課題の両面から見直しながら、プログラムを推進することを目的として、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)評価に関する運用指針」(以下「評価運用指針」という。)を別に定める。</u></p> <p><u>○OPD、研究推進法人等、研究開発責任者その他の課題の推進に関わる関係者は、評価は自らの取組についてより効果的、効率的に進め成果を最大化するための機会であることを踏まえて、評価運用指針に基づき、自己点検やピアレビューを実施するなど主体的に評価に取り組むものとする。</u></p> <p><u>11. 民間企業からの貢献</u></p> <p><u>○SIPにおける課題を推進するに当たり、PD及び内閣府等は、社会</u></p>	<p><u>(前述)を準用する。</u></p> <p><u>○研究推進法人等による自己点検は、予算執行上の事務手続を適正に実施しているかどうか等について行う。</u></p> <p><u>○研究責任者による自己点検は、研究開発や実用化・事業化への取組の進捗状況について行う。</u></p> <p><u>○研究推進法人等による専門的観点からの技術評価(ピアレビュー)は、エビデンス及びグローバルな視点に基づいて、各課題の内容及び体制等がSIPとして実施することに適したものになっているかどうか等について、研究推進法人等に設けられた外部有識者が行う。</u></p> <p><u>(4)効率的な自己点検及び評価</u></p> <p><u>○自己点検及び評価を毎年度行うことを考慮して、自己点検及び評価は効率的に行う。</u></p> <p><u>10. 民間企業からの貢献</u></p> <p><u>○SIPにおける各研究テーマを実施するに当たり、PD及び内閣府等</u></p>
---	--

実装に向けて産業界と協調・連携して取り組むため、民間企業からの人的・物的貢献を求めることとする。

○中間評価の結果、各課題における個々の研究開発テーマについて、主として民間企業において社会実装を目指すものであって、研究開発フェーズが高いもの等については、当該研究開発テーマを実施する民間企業等及び国(SIP予算)が費用を半分ずつ支出するマッチングファンド方式を活用する。

○SIP第3期のマッチングファンドの考え方は、別に定める。

12. 関係省庁との連携

○SIPは府省連携により研究開発成果の社会実装を推進するプログラムであり、関係省庁との連携が不可欠であることから、PDは、推進委員会を通じて、戦略及び計画において関係省庁の役割(①研究推進法人を所管し課題全般に関わる立場、②各研究開発テーマに所管業種や国立研究開発法人等に関わる立場、③社会実装に向けて関係する政策や制度を担当する立場等)を明確に位置付けた上で、関係省庁と緊密に連携しながら課題を推進するものとする。

○ガバニングボードは、必要に応じて、SIPで得られた研究開発成果を社会実装するために必要となる政策や規制の改革等について、PD、内閣府及び政策や制度を所管する関係省庁等からの意見を聴取し、解決策等について討議することとする。

○特に、中間評価の結果、公共的な課題と整理されたものについては、社会実装に向けて関係省庁等での取組が必要となることから、関係省等における社会実装に向けた政策面での貢献を求めることとする。

は、引き続き民間企業からの人的・物的貢献を求めることとする。

○中間評価の結果、各課題における個々の研究テーマについて、民間企業の競争力強化につながり、研究開発フェーズが高いもの等については、当該研究テーマを実施する民間企業等及び国(SIP予算)が費用を半分ずつ支出するマッチングファンド方式を活用する。なお、当該マッチングファンド方式の詳細は、別に定める。

11. 成果の社会実装

○ガバニングボードは、必要に応じて、SIPで得られた研究開発の成果を社会実装するために必要となる規制及び制度改革等について、PD、内閣府及び規制等を所管する関係省庁等からの意見を聴取し、解決策等について討議することとする。

13. 研究開発成果の情報発信

○内閣府、PD・研究推進法人など課題の関係者はシンポジウムの開催、ウェブサイトの整備等を通じてSIP全体及び各課題の進捗状況や研究開発成果について利用者目線で分かりやすく情報発信するよう努めることとする。また、国際連携、国際標準化に取り組む課題については国際シンポジウムなどにより国際的な情報発信にも取り組むよう努めることとする。

○研究推進法人は、社会実装につながった研究開発テーマだけでなく、中止となった研究開発テーマも含め、研究開発責任者からの成果報告書を適切に保管し、秘匿にすべき情報を除き、自らのホームページ等において公開し、情報発信に努めることとする。

14. PD等との意見交換

○ガバニングボードは、PDとの定期的な意見交換の機会を設けることとする。

○PD間でのベストプラクティスの共有や、データ連携など課題間での連携を促進するため、ガバニングボードの下に、全てのPDで構成するPD会議を設置することとする。

○データ連携など課題間での連携の具体的な内容について議論するため、必要に応じて関係するサブPD等で構成される分科会を設置することができることとする。

○PD等との意見交換の事務はプログラム統括チームがつかさどる。

15. SIP後のフォローアップ

○研究推進法人は、中止となった研究テーマも含め、研究責任者からの成果報告書を適切に保管し、秘匿にすべき情報を除き、自らのホームページ等において公開し、情報発信に努めることとする。

(新規)

(新規)

○内閣府は、SIP終了後、定期的に研究開発成果の社会実装に向けた進捗状況についてフォローアップを行うこととする。

○その際、SIP終了前にPD等であった関係者を中心として、研究開発責任者等であった者との意見交換を行い、社会実装に向けた助言・支援を行うものとする。

○また、SIP後に、社会実装に向けて、引き続き関係省庁における政策・制度的な取組が必要な場合には、必要に応じて「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」などを活用しつつ、関係省庁における取組を推進する。

16. その他

(削除)基本方針に記述のため

○間接経費は、直接経費の10%～15%を基本とする。ただし、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成26年5月29日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。

(削除)PD等との意見交換に移動

(削除)FS限りの規定のため

12. その他

○研究推進法人は、SIPの事業費である交付金を通常の運営費交付金とは厳密に区分経理し、SIPの予算として適切に管理する。なお、令和4年度に限り、当年度の次期SIPのFSを実施する研究推進法人において、SIPとSIP以外の業務を兼務する職員について、当該職員の人件費のうちSIPに係るものについてはSIPの事業費を当てることも可能とする。

○間接経費は、直接経費の10%～15%を基本とする。ただし、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成26年5月29日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。

○内閣府は、CSTI有識者議員及びPDとの定期的な意見交換の機会を設けることとする。プログラム統括等が事務をつかさどる。

13. 次期SIPに向けた検討体制

<p><u>17. SIP第3期の事業期間は令和5年度から令和9年度までとする。</u></p> <p><u>18. なお、令和4年12月 日改正の前の規定により実施されているSIP第2期課題の推進及びSIP第3期(次期SIP)課題候補のフィージビリティスタディについては従前の例による。</u></p>	<p><u>○次期 SIP の課題については、ガバニングボードが選定した課題の候補(以下「課題候補」という。)ごとに、PD の候補となる者(以下「PD 候補」という。)を公募・選定し、PD 候補を座長として内閣府及び関係省庁、研究推進法人(本項では、次期SIPのフィージビリティスタディ(以下「FS」という。)の事務を担う一の独立行政法人をいい、7. の研究推進法人に準ずるものとする。)並びに関係する有識者で構成される検討タスクフォース(以下「TF」という。)を設置し、TF で示された FS の実施方針に基づき、FS を行い、技術面や事業面からのインパクトを踏まえ、課題で取り上げるべき研究テーマの絞り込みを行い、研究開発計画の案を作成するものとする。</u></p> <p><u>○FSは9.(1)②の各課題の事前評価とみなし、FSで作成された研究開発計画の案を基に、パブリックコメントを行い、ガバニングボードの決定を経て、次期 SIP の各課題の研究開発計画を策定するものとする。</u></p> <p><u>○次期 SIP の制度の設計については、ガバニングボードで了解が得られた制度設計の方向性に基づき、内閣府において検討を行うものとし、内閣府は有識者からなる検討会議を設置し、FS を踏まえながら検討を行い、次期 SIP の開始までに結論を得て、本運用指針に反映するものとする。</u></p> <p><u>○検討会議における検討は9.(1)①の制度の事前評価とみなす。</u></p> <p>(新規)</p> <p><u>14. 令和4年3月31日改正の前の規定により「管理法人」とされている文書等については、当該改正後の規定による「研究推進法人」と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

19. 上記のほか、SIPの推進上必要な詳細事項に関しては、内閣府において定める。

(別紙)

第3期の課題の要件

- ① Society5.0 の実現を目指すものであること。
- ② 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野であること。
- ③ 基礎研究から社会実装までを見据えた一貫通貫の研究開発を推進するものであること。
- ④ 府省連携が不可欠な分野横断的な取組であって、関係省庁の事業との重複がなく、連携体制が構築され、各省庁所管分野の関係者と協力して推進するものであること。
- ⑤ 技術だけでなく、事業、制度、社会的受容性、人材に必要な視点から社会実装に向けた戦略を有していること。
- ⑥ 社会実装に向けた戦略において、ステージゲート(2～3年目でのテーマ設定の見直し)・エグジット戦略(SIP 終了後の推進体制)が明確であること。
- ⑦ オープン・クローズ戦略を踏まえて知財戦略、国際標準戦略、データ戦略、規制改革等の手段が明確になっていること。

15. 上記のほか、SIPの推進上必要な詳細事項に関しては、内閣府において定める。

(別紙)

第2期の課題の要件

※第3期の課題の要件との対応関係が分かるよう順番入れ替え

- ① Society5.0 の実現を目指すもの。
- ④ 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野
- ② 生産性革命が必要な分野に重点を置いていること。
- ⑧ 基礎研究から事業化・実用化までを見据えた一貫通貫の研究開発
- ⑦ 府省連携が不可欠な分野横断的な取組みであること。
- ③ 単なる研究開発だけではなく社会変革をもたらすものであること。
- ⑤ 事業化、実用化、社会実装に向けた出口戦略が明確(5年後の事業化等の内容が明確)
- ⑨「協調領域」を設定し「競争領域」と峻別して推進(オープン・クローズ戦略を有していること。)
- ⑥ 知財戦略、国際標準化、規制改革等の制度面の出口戦略を有して

- ⑧ 産学官連携体制が構築され、マッチングファンドなどの民間企業等の積極的な貢献が得られ、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みを有していること。
- ⑨ スタートアップの参画に積極的に取り組むものであること。

いること。

- ⑩ 産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドの要素をビルトイン